

金ケ崎町地域公共交通会議の概要について

1 金ケ崎町地域公共交通会議の設置について

現在、全国的に自家用乗用車の普及や人口減少、少子高齢化などが進み、公共交通の利用者数が減少しており、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しております。

岩手県内でも同様の状況にあり、今後、更なる人口減少、少子高齢化が進むことが予想されており、公共交通を維持していくことが課題となっております。岩手県では、今年度、岩手県地域公共交通活性化協議会において、広域的な機能を担う公共交通について持続可能な地域公共交通を構築するため、岩手県地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでおります。

このような状況の中、町の公共交通においては、高齢者の通院や買い物など日常生活に利用されており、住民に必要不可欠なものであることから、将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築していくことが必要となっております。

このことから、町の公共交通の現状や問題点等の整理を行うとともに、交通事業者や地域関係者等と協議を行いながら、町の公共交通のマスタープランとなる「金ケ崎町地域公共交通網形成計画」の策定を行うため、新たに金ケ崎町地域公共交通会議を設置しております。

2 金ケ崎町地域公共交通会議の委員等について

交通会議の委員については、金ケ崎町地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3に基づき町長が委嘱することとしており、別紙のとおり決定しております。

委員の任期は、設置要綱第3第2項の規定に基づき、2年としております。

会議及び会議資料の公開等に関する取扱いについて

1 会議の公開

金ケ崎地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、金ケ崎町地域公共交通会議設置要綱第5第4項の規定に基づき、原則として公開としております。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとします。

このため、あらかじめ会議中の発言等に下記の不開示情報事項が含まれると予想される場合には、会長の判断で、会議の一部又は全部を非開示とします。

なお、会議に関してマスコミ等から事前に打診や要請があった場合には、上記但し書きに該当しない限り会議室での傍聴、撮影を認めるものとします。

2 会議資料の公開

会議資料についても原則公開とする。ただし、下記の不開示情報事項が含まれると会長が判断した場合には、会議資料の一部又は全部を非公開とするものとします。

■不開示情報事項

- (1) 法令等の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安定と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

※金ケ崎町情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合。

3 金ケ崎町ホームページへの掲載

地域公共交通網形成計画は、町民の理解が必要不可欠であるため、ホームページを活用し、交通会議に関する事項について掲載し、広く町民に情報提供します。